

經濟論叢

第八十(十)卷 第六號

ベルリン機械工業 における労働関係(一)……………	大野英二	1
伐出林業労働の存在形態(二)……………	山崎武雄	25
『ワイマール共和制』初期の 農業労働立法とユンカー経営……………	佐藤智三	42
ドイツ独占確立期における 自己金融と決算政策(三)……………	津守常弘	58

經濟論叢 第八十七卷・第八十八卷総目録

昭和三十六年十二月

京 都 大 學 經 濟 學 會

ドイツ独占確立期における自己金融と決算政策(二)

津 守 常 弘

三 秘密積立金設定事情の積極的・意識的公表

独占確立期ドイツ株式諸企業の公表貸借対照表作成方法に固有の特徴は、本来局外者につとめて秘匿せざるべき秘密積立金の存在が、「半公示秘密積立金」halbsichtbaren od. hinweisenden stilen Reserven・「一部公示秘密積立金」die teilweise sichtbaren stilen Reserven・「半秘密積立金」halbstille Reserven・「金額不詳公示積立金」offene Reserven mit unbestimmten Höheとすの呼ばれる「マルク勘定をいくつも計上することによって、ことさらに公然と誇示されたことである。これは、独占確立期以前にも第二次大戦後にもさほどみられない、当時に固有の現象である。しかもかかる傾向は、たんに「マルク勘定を多項目にわたって計上する」という方法によってのみ表現されていたにとどまるものではない。たとえば、

つぎに例示する独特の貸借対照表作成方法(例⁽³⁾⁽⁵⁾)は、右の傾向をさらに顕著に表現する。

上掲貸借対照表例のきわだった特徴は、《「インフレーション」に對し「秘密積立金の維持」を以て「100パーセント減価償却」の計算方法である。これは、⁽⁶⁾「百パーセント減価償却」die 100 prozentige Abschreibung または「約百パーセント減価償却」ca. 100 prozentige Abschreibungと呼ばれ、秘密積立金の公示引当金への振替法と⁽⁷⁾もて當時しばしばもちいられた「秘密積立金の維持」die Erhaltung stiller Reserven 方法にほかならない。当時、この「百パーセント減価償却」の普及度もかなりなものにたし、たとえば一九一五年十二月中に「ドイツ帝国官報」に掲載された総数六一七社の公表貸借対照表のうち九九社の貸借対照表⁽¹⁰⁾が、まさしく上掲例と同様ないしは類似の形式をとっている。

例(3) Die Internationale Bohrgesellschaft, 1907年3月31日
現在貸借対照表借方(一部抜萃)

	μ	φ	μ	φ
1. 穿孔用起重機および発動機……………繰越額	10	—	10	—
	追加額……………	100 075		
減価償却……………	100 085	14		
	100 075	14		
2. 穿孔用導管および軌道……………繰越額	10	—	10	—
	追加額……………	1141 548		
減価償却……………	1141 558	56		
	1141 548	56		
3. 穿孔用工具・器具……………繰越額	15	—	15	—
	追加額……………	392 541		
減価償却……………	392 556	97		
	392 541	97		
4. 見 本……………繰越額	5	—	5	—
	追加額……………	18 902		
減価償却……………	18 907	74		
	18 902	74		
5. 事務所用什器……………繰越額	10	—	10	—
	追加額……………	20 326		
減価償却……………	20 336	89		
	20 326	89		
6. 特 許 権……………			10	

かかる貸借対照表作成方法が、たんに秘密積立金設定・維持の結果を消極的に表示するにとどまらず、このような事実を一見して明瞭にわからせるという、より積極的な目的を付与されていたことはあきらかである。それは、当時、「株式会社」の管理者たちが「その金額については……沈黙をまもり」ながら、「しばしば、秘密積立金の存在をならん否定せず、反対にある種の誇りをもってそれについて言及した」と同一基盤・目的を有する現象にほかならない。これらのやり方は慎重な会計政策を希求した、当時の投資家大衆を共通の基盤とし、以下のごとき資本調達上の一定

ドイツ独占権立期における自己金融と決算政策(一)

第八十八卷 四二三

第六号 五九

の効果の獲得を目的として細みだされた公表会計方策なのであった。そもそも龐大な秘密積立金の設定は、公表利益を過少表示し企業の真実の状態を隱蔽曲飾することによって、群小株主等の利益を侵害せずにはおかないものである。しかるに、独占確立期ドイツにおいては、極端な粉飾を意味するほかならぬこの秘密積立金の設定は、慎重にして堅実な会計政策のあらわれとして称揚され、しかもかかる「称揚と承認」のもとで、多数の一マルク勘定の計上ないし百パーセント減価償却というかたちをもって(金額は非公表のままでその存在だけを)、公表されたのであった。極端な粉飾＝貸借対照表非真実表示の別名にすぎない一マルク勘定・百パーセント減価償却は、ここにおいて逆に株主・債権者等の利益に合致する「株式会社の誇り」: *Stolz der Aktiengesellschaft*・「堅実な株式会社の正当な誇り」: *der berechnigte Stolz solider Aktiengesellschaften*であるかのごとく誇示されるにいたる。いまや、安全な投資対象をもとめる慎重な投資家は、たとえ株式が「コンツェルンによって規制された高い相場で……公衆に」売りさばかれるとしても、一マルク勘定をいくつも計上している会社もしくは百パーセント減価償却を公表している「堅実な」会社の株式に殺到する。

かくして、秘密積立金の設定＝多数の一マルク勘定の計上・百パーセント減価償却によって、企業が二重の効果をおさめて

いたことはあきらかである。すなわち、企業はこれらのことを一方では、内部事情を多数の小株主等の目からおおいかくし、かれらを経営権から排除し、経営独裁を確立するための有力な槓桿(いわゆる「監督不可能積立金」: *unkontrollierbaren Reserven*)、利益の過少表示＝配当削減・減税・貸上げ抑制・利益の秘密内部留保＝秘密資本蓄積のための手段として運用し、また他方では「慎重主義」: 「株式会社の誇り」というキャッチ・フレーズとあいまって、資本の外部調達＝資本集中の一大源泉たる投資家層を吸引し、できるだけ有利な条件で貨幣資本を調達するための手段として役だてていた。さらにいえば、一マルク勘定・百パーセント減価償却という公表会計方策は、かようにして、たんなる計算技術上の「備忘項目」: 「秘密積立金維持」方法としてよりは、むしろ独占的株式企業が社会的資本の集中機構という外観をたもちながら、その実、私的・独占的性情を貫徹・強化するにあたって意識的につくりあげた一種の制度的構築物として機能し、經濟過程にたいして積極的に奉仕していたのである。ここに、一般に公表会計実務が社会現象のなかに占める位置・役割が明示されている。同時にまた、右の事實は、独占確立期において過大償却＝秘密積立金政策・一マルク勘定・百パーセント減価償却が、なぜドイツの株式諸企業のあいだに異常なまで広範かつ早激に普及したのかという問題を解明するための手がかりをあたえるものである。

しかし、この点の分析は後述(次号)にゆずり、もしあたり當時のドイツ公衆会計業務のいまひとつの重要な特徴、つまり個々の企業の枠をこえ社会的規模で有機的にはりめぐらされた独自の粉飾会計機構の確立という側面の検出にうつらう。もしこの側面の分析がなされなければ、既述のとき過大償却＝秘密積立金設定業務・一マルク勸定百パーセント減価償却等の早激かつ広範な普及をもたらしたからくりを認識しえず、一般に独占確立期における公表会計業務の本質・機能に関する認識はきわめて不完全かつ表面的なものにならざるをえないであらう。

- (1) Lewin, A., *Die stillen Reserven der Aktiengesellschaften und Gesellschaften mit beschränkter Haftung*, 1920, S. 8.
- (2) Büche, R., *a. a. O.*, S. 65.
- (3) Jeske, G., *Betriebswirtschaftliche Bilanztheorien und Steuerbilanzen*, 1927, S. 94.
- (4) Walb, E., *Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe*, 1926, S. 148.
- (5) Passow, R., *Die Bilanzen der privaten Unternehmungen*, 1. Aufl., 1910, S. 264.
- (6) Conrad, J., *Die Selbstfinanzierung der Unternehmung*, Betriebs- und finanzwirtschaftliche Forschungen, II. Serie Heft 50, 1931, S. 49.
- (7) たゞそれは、Königsberger Theater = Aktiengesellschaft

ドイツ独占確立期における自己金融と決算政策(四)

一九一五年六月三〇日現在、Allgäuer Brauhaus A.=G. Kempten 同年九月三〇日現在、Klosterbrauerei Roederhof Aktien-Gesellschaft zu Roederhof 同年九月三〇日現在、Vereinigte Nord- und Süddeutsche Spritwerke und Preßhefe-fabrik Bast A.=G. 同年九月三〇日現在の各貸借対照表を参照(いずれも *Deutscher Reichsanzeiger* 一九一五年十二月中の各誌に於る)。

- (8) Großmann, H., *Versteckte und stille Reserven*, in: Findeisen, F., S. 127.; Rosendorff, R., *a. a. O.*, S. 40-41.
- (9) Großmann, H., *a. a. O.*, S. 125-6.; Jacobs, H., *a. a. O.*, S. 55ff.; Büche, R., *a. a. O.*, S. 129ff.; Conrad, J., *a. a. O.*, S. 49-50. usw.
- (10) *Deutscher Reichsanzeiger und Königlich Preussischer Staatsanzeiger*, No. 283-308, 1915 (Dezember 1915) に掲載された各社公表貸借対照表をもとにして集計したものと。
- (11) Jacobs, H., *a. a. O.*, S. 18. 同様の指摘については、Vgl. Passow, R., *a. a. O.*, 3. Aufl., Bd. II, S. 81-2.; Prion, W., *a. a. O.*, S. 30.; Rosendorff, R., *a. a. O.*, S. 100. Anm. I.; Zimmermann, H., *a. a. O.*, S. 310-11. usw.
- (12) z. B., Vgl. Nyhøgen, A., *Der moderne Betriebs-Leiter und Betriebs-Beamte*, 1908, S. 92.
- (13) Passow, R., *a. a. O.*, 3. Aufl., Bd. I, S. 195-6.

第十八卷 四：十五 第六号 六一

- ④ Hast, K., *Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Anlagegegenstände*, 2. Aufl., 1935, S. 181.; Schiff, E., a. a. O., S. 18.
- ⑤ Simon, H. V., Betrachtungen über Bilanzen und Geschäftsberichte der Aktiengesellschaften usw., *Festschrift der Juristischen Gesellschaft zu Berlin*, 1903, S. 412.
- ⑥ Lansburg, A., System Rathenau, *Die Bank*, K. Schönmeyer 1908, S. 771.
- ⑦ Zimmermann, H., a. a. O., S. 304-5. 詳細は後述参照。
- ⑧ Passow, R., a. a. O., 3. Aufl., Bd. I, S. 75-6.; Jacobs, H., a. a. O., S. 31-2.
- ⑨ Prion, W., a. a. O., S. 30.

四 独占的粉飾会計機構の確立

「大銀行の強力な影響下にあるもろもろの工業企業もまた、その関係銀行の財務諸表作成方法に服従しているようである」。また「残念ながら、ベルリン大銀行がその年次報告書を作成するのと同じ方式が、多くの地方銀行にたいしても模範となつてくるようである」。

今世紀初頭、ベルリン大銀行とその従属下にある諸企業との公表貸借対照表作成方法上の関係について、E・ハイネマンはこのようにのべている。たとえば、秘密積立金設定による企業

の内部的強化・配当安定化という目標を「その影響下にある企業にたいしても理想的な状態として」強制したドイツ・バンクの公表会計政策は、かかる関係を典型的に表現する。

かくして、ごまきことが確認せらる。まず大銀行(あるいは独占的工業企業)において、公表貸借対照表非真実≠不明瞭表示政策が確立され、ついではかる公表会計実務は、大銀行等の強制的な指導のもとに一方では従属(地方)銀行へ、他方では従属工業会社へと独占系列の糸をたどつて移植されていく。すなわち、貸借対照表非真実≠不明瞭表示実務の一般化は、當時たんなる平面的・自然発生的な普及の過程として進行したのではなく、一定の支配・従属関係を媒介として独占資本の中枢部から末端へと意識的・強制的に移植されていくという過程をたどつたのである。この場合、かような強制的移植の主要な媒体を形成したものは、独占形成→金融寡頭確立の楯棒となつた「参与制度」・「人的結合」にほかならなかつた。

周知のごとく、ドイツにおける「参与制度」の形成にあつてとりわけ重要な役割を演じたのは、従属会社にたいする大銀行・大工業企業の「影響力の伝達者」と呼ばれた監査役の派遣である。しかるに、この監査役(会)には、ドイツ商法上、企業の全部門にわたる会社業務の監督、年次計算・貸借対照表・利益分配案等の監査と報告などの権限・義務、ならびに定款によって財産評価とりわけ減価償却率決定の権限があたえられて

いるのが通例である。つまり、監査役（会）は金融寡頭支配の網の目の主要な結節点であると同時に、公表貸借対照表作成上の全権を有している。かくして、参与制度・監査役派遣・人的結合という金融寡頭支配の機構をつうじて、親会社から子会社・孫会社等へ公表貸借対照表作成方法が強制的に移植されるにいたるのであることは自明である。この場合、会計制度上監査役会を補充する特別の企業内監査機関 *besondere Kontroll- und Revisionsorgane* および信託・監査会社 *Treuhand = Revisionsgesellschaft* が、かかる機構のなかで演じた役割は無視しえない。とりわけ、今世紀初頭、大銀行・大工業企業の直接的・積極的主導のもとに各独占系列ごとに統々と創設された信託＝監査会社は、「その背後にひそむ大銀行の「ビューロー」⁽⁹⁾として、従属会社にたいする「不⁽¹⁰⁾断の監査」、⁽¹⁰⁾「永⁽¹⁰⁾統⁽¹⁰⁾的⁽¹⁰⁾あるいは一時的監督・監査機能とくに貸借対照表検査・決算および類似の業務活動の請負」を担当することにより公表会計機構化の重要な一環をなし、粉飾の機構化を促進する一機関となった。当時、一部の監査人・商業會議所さえもが、信託＝監査会社をさして、「創業および株式発行により非常につよい利害関係を有する大資本の手代」⁽¹¹⁾「特定の大銀行機関のお福持ち」と非難したという事実は、この種会社の真の性格を物語るものである。

以下、公表貸借対照表作成方法の強制的移植に関する上述の諸点を明示もしくは暗示する若干の実例をあげれば、つぎのご

とくである。

(一) ロートリンゲン精鋼会社 *Lothringer Hutten-Verein* とマンシエタット型鋼片延会社 *Egonseisen-Walzwerk L. Mannsstaedt & Co.* 間、ダルムシュタット銀行 *Bank für Handel und Industrie* とドイツ国民銀行 *Nationalbank für Deutschland* 間におけるごとき支配＝従属関係の強度なインテレッセン・ゲームインシヤフトが結成された場合、各社の監査役会・取締役会役員⁽¹²⁾の交互派遣に関する条項とともに、「貸借対照表は統一的な諸原則にもとづいて作成」すべき旨、あるいは「年次報告書の作成・定款変更……（等）すべての重要方策⁽¹³⁾に関して」従属会社は主導会社の「同意をえることを約束しなければならぬ」旨の貸借対照表作成方法の統一化に関する公然たる条項が利益共同体約款に挿入せられ、主導的企業の公表財務諸表作成方法が従属的企業に移植されるというケースがあらわれる。

(二) ベルリン商業銀行 *Berliner Handelsgesellschaft* 一八九四年度營業報告書はいう。本年度以後、「有価証券勘定およびシンジケート勘定においてえられた利益をひとつの項目に合算した。他方、アー・ユー・ゲー一八九四年度營業報告書も符節をあわせていう。「有価証券の帳簿価格を公示することは、それを売却する場合に不利である」とみとめられたがために、今年度は有価証券勘定ならびにシンジケート勘定は、他社の先例

に、ならぬ、従来よりもいっそう概括的に表示された」(傍点引用者)。アー・ニー・ゲーとベルリン商業銀行との一身同体的関係については周知のごとくである。

(三) 「アエリン・コンツェルン」は、ツァイツ化学製造株式会社 Verein Chemischer Fabriken A.-G. in Zeitz の株式の過半数を買い占め、同社の支配権を完全に掌握するやいなや、「いまやその統制下におかれるにいたった企業にたいして自社の厳格な減価償却方法を移植することによって、その年度から配当可能利益を欺瞞的なものに⁽²⁰⁾した。なお、その際ツァイツの貸借対照表・營業報告書は、ドイツ信託会社 Deutsche Treuhandgesellschaft (ドイッチェ・バンク系)によって検査され、その「正確性が『貸借対照表は正規に作成せられた帳簿に一致していることをみとめた』という通例のありきたりな空文句で証明された」等々。

さて、以上のごとく、親会社の貸借対照表作成の原則・方法は、参与制度・監査役派遣・人的結合の機構をつうじて子会社・孫会社等へ強制的に移植されるが、その結果は各独占系列ごとに貸借対照表作成方法が同一の原則にもつぎいけば統一化されることである。かくして、ひとたび親会社において過大償却＝秘密積立金設定実務、貸借対照表非真実＝不明瞭表示政策が採用されるや、それは急速に傘下各社に普及するという公表会計上の統系的な仕組みができてきあがることとなる。大銀行を頂点と

し地方銀行・広義の金属工業部門諸会社を主軸とするピラミッド型の独占的支配体系が確立した十九世紀九〇年代後半から今世紀初頭にかけて、過大償却＝秘密積立金設定実務がなかんづく広義の金属工業諸会社において急速かつ広範に一般化した直接の根拠は、まさにこの点にある。すなわち独占的過大償却＝秘密積立金設定実務普及の背後には、公表会計実務の再編成・個別企業の枠をこえた貸借対照表非真実＝不明瞭表示機構の確立という公表会計上の質的变化が敷衍したのである。

そもそも、主として参与制度によって確立された金融寡頭制、親会社とそれに従属する子会社・孫会社等々の支配体系が、その本質において、一体としての独占体であることは自明のこととがらに属する。この場合、親会社・子会社・孫会社等々をあたかも相互に独立した個別企業であるかにみせる株式会社という形態は、たんなる法律上の外被にしかならない。それは、独占体の真の支配を隠蔽するための強力な手段となり、そのことによって公表会計実務のうえに絶大な影響をおよぼさずにはおかない。「さまざまな諸会社をからませている物質的紐帯は、これらさまざまな諸会社の記帳上の操作に影響をおよぼし、この記帳上の操作は、不可避的な必然性をもって一定の貸借対照表数値の形成にその影響をおよぼす」——既述の独占的過大償却＝秘密積立金設定実務の早激かつ広範な一般化という公表会計現象が登場したのは、かようにさまざまな株式諸企業をから

ませる「物質的紐帯」・従属株式会社の体系が形成され、その結果、株式会社自身が独占体の眞の支配の本質を隠蔽する制度的・擬制的な企業形態として役立つようになった、質的にあたらしい段階においてなのである。それは、たんに個別的に公表財務諸表のみの粉飾がおこなわれるのではなく、株式会社制度そのものがひとつの虚構となり、そのため公表財務諸表の粉飾が異常に複雑化し機械化した段階での産物である。この段階においては、公表会計操作は、實質上は各独占系列ごとそれぞれ一定原則にもとづき、形式上は相互に独立におこなわれることとなり、そのため、独占体は単一の企業における粉飾よりも

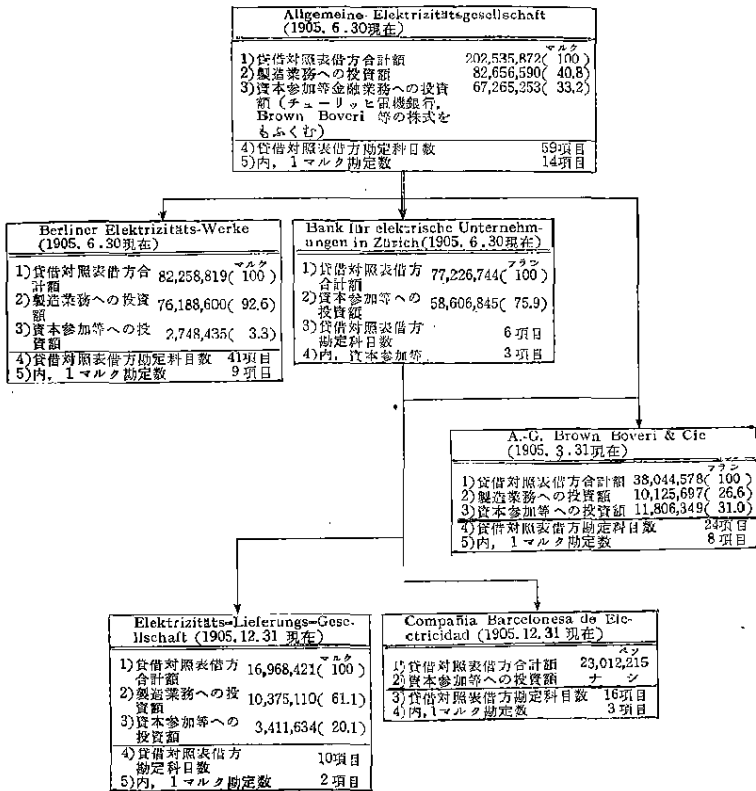
より広範・複雑な会計操作の余地をあたえられる。その意味で、それは、とりわけ一九〇〇年恐慌の経過中に強固に確立され、「商法典の諸規定に抵触することなくして、客観的に虚偽の貸借対照表を作成するための理想的な手段」(傍点原文)と特徴づけられたいわゆる「子会社制度」Verschachtelungssystem od. System der Tochtergesellschaften (の公表会計的效果)と表裏一体の関係にある。ちなみに「子会社の設立あるいは系列化という形態において単一の経営を多数の部分に分割」することにより「貸借対照表を解説できないようにする」この子会社制度のもとでは、同一系列に属する諸会社相互間における会計数値の操作によって損益が隠蔽され、また親会社・子会社等の貸借対照表の重要項目の多くが一マルク勘定および資本参加

として表示されることよって、独占体の各構成部分の事態がますます隠蔽される。しかも、この貸借対照表の粉飾は、親会社における資本参加項目の不明瞭化・子会社における同様の不明瞭化等々の重層関係をつうじて、また系列下の大企業を国外に設立することにより、国内における公表義務から解放すること等をつうじて倍加される。

いま、上述の諸点の総括として、「子会社原理 Prinzip der Tochtergesellschaften に立脚する企業のも」とも顯著な例を形成する「アー・エー・ゲー・コンツェルン」の一九〇五年度の状態の一斑を图示すれば、左(次頁)のごとくである。これにより、同コンツェルンにおける一マルク勘定計上実務の多階的分布の状態「親会社の貸借対照表価値が……それに従属しているが外部からは自立しているかに見える諸企業の背後にかくされ」ひとつの巨大な、多岐にわたる諸株式会社の体系が、アー・エー・ゲーの財務操作上の利害に役立っている「有様、換言すれば独占的粉飾会計機構の実態をある程度推察しうるであらう。

以上、ドイツ独占確立期・動態論生成期におけるこの国の公表会計実務の特徴を、独占的支配体系に即応した独占的公表会計機構の確立、それを背景とした極端な貸借対照表非真実「不明瞭表示実務の一般化に求め、かつその焦点としてとりわけ一マルク勘定により代表される過大償却「秘密積立金設定実務を

独占的粉飾会計機構の一斑
(アー・エー・ゲー・コンツェルンの場合)



(注) * *Saling's Börsen-Jahrbuch für 1906/1907*, 1906, S. 1272, S. 1275, S. 1282, S. 1293, S. 1285. により作成。

** 現金、当座預金、売掛金、貸付金等は、製造業務、金融業務のいずれにも算入していない。ちなみに、とくに金融業務の比重が高い会社の貸借対照表に表示される貸付金等は、おもに子会社への融資である (Vgl. Gutenberg, H., *Die Aktiengesellschaften der Elektrizitätsindustrie*, 1912, S. 25.)。

ドイツ独占確立期における自己金融と決算政策(二)

第八十八卷 四三〇

第六号

六六

抽出した。まことに、一マルク勘定の異常な普及こそは、独占確立期におけるドイツ公表会計実務の集中的表現である。かくして、独占確立期におけるドイツ公表会計制度・理論は、すべてこの一マルク勘定・過大償却問題を基軸として変転し、しかもその場合、公表会計実務の上述の機構化が重要な役割を演ずることとなる。独占体の中核における過大償却・秘密積立金設定実務の確立→従属会社へのその強制的移傾→正規の簿記の原則の導入↓かかる実務についての会計理論による正規性・Ordnungsmäßigkeitの理論的基礎づけ→右の実務の制度化等が、その大体のコースである。

だが、かような過程の分析に入るにさきだす、あらかじめ独占的過大償却・秘密積立金設定実務一般化の現実的基礎について考察しなければならぬ。それにより、右の過程、したがってドイツ動態論生成の現実的意義をよりふかく把握するため、前提がえられるであろう。

- (1) (2) Heinemann, E., a. a. O., S. 396-7, S. 398.
- (3) Rosendorf, R., *Was müssen die Aktionäre und Verwaltung von neuen Aktienrecht wissen?*, 1932, S. 100, Anm. 1.
- (4) Passow, R., *Die Aktiengesellschaft*, 1922, S. 418.
- (5) Vgl. § 246 des Deutschen Handelsgesetzbuches von 1897. (Barth, K., a. a. O., Bd. I, S. 310.)

マイン 独占確立期における自己金融と決算政策(一)

- (9) Passow, R., *Die Bilanzen der privaten und öffentlichen Unternehmungen*, 3. Aufl., 1923, Bd. II, S. 4.
- (10) Passow, R., *Die Aktiengesellschaft*, S. 346f. v. S. 462ff.
- (11) Lansburg, A., *Revisionsgesellschaften, Die Bank, I. Semester 1908*, S. 851-2.
- (12) Lansburg, A., a. a. O., S. 855.
- (13) Vgl. Geschäftsbericht für das Jahr 1903. (Passow, R., a. a. O., S. 465, Anm. 1.)
- (14) Vgl. Programm der Deutschen Treuhandgesellschaft (Passow, R., a. a. O., S. 465.)
- (15) 一九〇〇年恐慌を契機として「コンツェルン傘下の各社」たる「監査会社」による「強制的に同一のコンツェルンに属する信託」監査会社による「おこなわれるにいたった。大銀行により資金を供与されている系列外諸会社の場合も右に準ずる。ここでは、「信用授与者の至上命令が決定的」である(以下「Lansburg, A., a. a. O., S. 856.」)。なお、「信託」監査会社による「作成される監査報告書は」「二種作成される。ひとつは「大銀行・経営首脳者」に提供される詳細な「「秘密のもの」であり、他は株主総会に提出される「「かなり簡単な」ものであり、その内容は」(Passow, R., *Die Bilanzen usw.*, 3. Aufl., Bd. I, S. 10.)
- (16) *Revisionsgesellschaften, Die Bank, I. Semester 1908*, S. 1152.

(14) Weber, A., *a. a. O.*, S. 106-7.
 (15) Passow, R., *Die Aktiengesellschaft*, S. 317-8.
 (16) Bosenick, A., *a. a. O.*, Bd. I, S. 80.
 (17) Grünstein, F. S., *a. a. O.*, S. 64.
 (18) Kuczynski, J., *Studien zur Geschichte des deutschen Imperialismus*, 2. Aufl., 1952, Bd. I, S. 74.
 (19) Der strenge Großaktionär, *Die Bank*, I. Semester 1914, S. 499.
 (20) Vgl. Lansburg, A., *a. a. O.*, S. 854 ff. u. Passow, R., *a. a. O.*, S. 464.
 (21) *Die Bank*, I. Semester 1914, S. 500.
 (22) Hecht, F., *a. a. O.*, S. 162.
 (23) (24) Eschwege, L., *a. a. O.*, S. 549, S. 546, S. 545.
 なお、*「独占確立期の決済政策の意義について」*を参照。
 Vgl. Hecht, F., *a. a. O.*, S. 161-2.
 (25) *ドイツの Aktiengesellschaft für Federstahlindustrie in Kassel, Verein Chemischer Fabriken A.-G. in Zeitz, Berlin-Gubener Hutfabriken, Oberschlesische Eisenindustrie A.-G., Mannesmannröhrenwerke* 等の聯合 (Vgl. Eschwege, L., *a. a. O.*, S. 544-51.)°
 (26) *ドイツの A.・H.・S. の聯合* (註解は本文参照)°
 (27) *ドイツの Lindström-A.-G. の聯合* (Vgl. Eschwege, L., *a. a. O.*, S. 550.)°
 (28) (29) Eschwege, L., *a. a. O.*, S. 546.; Vgl. auch Lansburg,

A., *System Rathenau, Die Bank*, II. Semester 1908, S. 770ff.
 (30) Lansburg, A., *a. a. O.*, S. 770.